

○江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年9月24日規則第11号

改正令和3年3月17日規則第1号

江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、江北町空き家等の適正管理に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全と健康で安全な住民生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「空き家等」、「管理不全な状態」、「所有者等」、「町民等」とは、条例第2条に定めるところによる。

(立入調査申込)

第3条 町民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、空き家等立入調査申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(立入調査)

第4条 町長は、空き家等立入調査申込書の提出があったとき、又は条例第4条に規定する適切な管理が行われていない空き家等があると認めるときは、当該空き家等の立入調査を行う。

2 内部の立入調査を実施するに当たっては、あらかじめ所有者等に対して空き家等立入調査実施通知書（様式第2号）を交付するものとし、所有者等を確知できない場合は、空き家等立入調査実施通知書により立入調査を実施しようとする日の10日前までに公告しなければならない。

3 町長は、命じた者又は委任した者をして前項の規定による立入調査のために隣人等の土地に立ち入らせようとするときは、事前にその旨を当該隣人等に通知しなければならない。

4 第1項の規定により空き家等に立ち入ろうとする者は、その身分証明証（様式第3号）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(判定)

第5条 町長は、立入調査の結果に基づき、第3条の規定により立入調査申込があった空き家等が条例第4条に規定する適切な管理が行われていない空き家等に該当するか否かを判定する。

(立入調査報告)

第6条 町長は、前条の規定により条例第4条に規定する適切な管理が行われていない空き家等に

該当するか否かを判定したときは、空き家等立入調査申込書を提出した者に対し、その調査結果及び判定結果を空き家等立入調査報告書（様式第4号）により通知する。

（助言又は指導）

第7条 町長は、第5条の規定による判定において、条例第4条により規定する適切な管理が行われていない空き家等に該当したときは、空き家等の所有者等に対し、空き家等立入調査報告書の内容について必要な助言及び指導を行う。

（勧告）

第8条 町長は、条例第9条の規定による勧告をするときは、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第5号）により行うものとする。

（助成）

第9条 町長は、条例第10条の規定に基づき、条例第8条の助言又は指導、若しくは第9条の勧告に従って措置を講じる者に補助金を交付することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 補助金の交付を申請しようとする者が営利を目的とする事業を営む者であつて、当該措置が当該営利を目的とする事業の用に供し、若しくは供していた空き家等に係るものである場合、又は当該措置を講ずることにより空き家等が当該営利を目的とする事業の用に供することができるようになると認められる場合
- （2） 管理不全な状態にあるが、周囲に対して影響がないもの。

2 前項の補助金の額は、次に掲げる措置に要する費用の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

- （1） 建物等除去
- （2） 廃材等運搬及び処理
- （3） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める措置

3 所有者等の同意を得て、地元の団体等において、補助金の交付を申請する場合は、第1項のただし書きは適用しないものとする。この場合、除去後の跡地利用が地域活性化のために計画的に利用される見込みがあるものとする。

（命令）

第10条 町長は、条例第11条の規定による命令をするときは、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第6号）により行うものとする。

（公表）

第11条 町長は、条例第12条の規定による公表をするときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 江北町公告式条例（昭和25年8月29日条例第29号）に定める掲示場所への掲示
- (2) 町のホームページ及び広報誌への掲載
- (3) その他町長が必要と認める方法
(公表に対する意見)

第12条 町長は、条例第12条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第7号）により、条例第11条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、通知を受けた日から起算して14日以内に空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第8号）により意見を述べなければならない。

(行政代執行)

第13条 町長は、条例第13条の規定による行政代執行をするときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告を空き家等の適正管理に関する戒告書（様式第9号）により行うものとする。

2 前項の戒告を受けた者が正当な理由がなく戒告に従わないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定による通知を空き家等の適正管理に関する代執行令書（様式第10号）により行うものとする。

(緊急安全措置)

第14条 町長は、条例第14条の規定による緊急安全措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等に対し、空き家等の適正管理に関する緊急安全措置実施通知書（様式第11号）により通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等の所在が判明しないときはその旨を告示するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

江北町長 様

申込者 住 所

氏 名 ㊟

連絡先

空き家等立入調査申込書

私は、次の建物及び土地が、江北町空き家等の適正管理に関する条例第2条に規定されている空き家等に該当すると認めますので、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第3条の規定により、立入調査を申し込みます。

1 所在地等

・建物の所在 _____

・土地の所在 _____

2 所有者等

・所 有 者 _____

・管 理 者 _____

3 空き家等の現状

※ 住所、所有者等が不明の場合は、周辺地図等を添付してください。

様

江北町長

印

空き家等立入調査実施通知書

江北町空き家等の適正管理に関する条例第7条第1項の規定に基づき、立入調査を実施しますので、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

1 立入調査の対象となる空き家等

2 立入調査の日時 年 月 日（ ） : ～

3 立入調査の趣旨及び内容

【問合せ先】

江北町役場 課

TEL

FAX

（表）

第	号				
江北町空き家等立入調査 身分証明証					
所	属				
職	名				
氏	名			(年 月 日生)
	江北町長			印	
					年 月 日交付

（裏）

注意
1 この証明証は、空き家等の調査のために他人の土地及び建物に立ち入る場合に必ず携帯しなければならない。
2 この証明証は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証明証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

江北町長



空き家等立入調査報告書

年 月 日付けで申込のあった空き家等の立入調査については、下記のとおりでしたので、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第6条の規定により報告します。

記

1 所在地等

・建物の所在 _____

・土地の所在 _____

2 所有者等

・所有者 _____

・管理者 _____

3 立入調査結果及びその内容

- (判定結果)
- ・条例に定める空き家等と判定
 - ・条例に定める空き家等と判定しない

(内 容)

様

江北町長



空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたが所有、又は管理する下記の空き家等について、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第8条の規定により 年 月 日までに必要な措置を講じるよう勧告します。

記

空き家等の所在地及び所有者等	
勧告の理由	
必要な措置	
備 考	

様

江北町長

印

空き家等の適正管理に関する命令書

あなたが所有、又は管理する下記の空き家等について、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第 10 条の規定により 年 月 日までに必要な措置を講じるよう命令します。

なお、この命令に従わない場合は、江北町空き家等の適正管理に関する条例第 12 条第 1 項に規定により、住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容、その他町長が認める事項を公表する場合があります。

記

空き家等の所在地及び所有者等	
命令の理由	
必要な措置	
備 考	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に江北町を被告として（訴訟において江北町を代表する者は、町長となります。）提訴することができます。
なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると、処分取消しの訴えを提訴することができなくなります。

様

江北町長



空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

江北町空き家等の適正管理に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第8号）に意見を記載して提出ください。

件名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先 及び提出期限	提出先 提出期限

江北町長 様

住 所

氏 名

連絡先

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

件名	
当該意見に係る公表の原因の 事実についての意見	
その他当該事案内容について の意見	
証拠書類等提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠種類等を提出する場合は、添付すること。

様

江北町長



空き家等の適正管理に関する戒告書

あなたが所有、又は管理する下記の空き家について、 年 月 日付け 第 号により
年 月 日までに措置を講じるよう命令していましたが、現在もまだ義務が履行されていません。
については、 年 月 日までに必ず措置を講じるよう、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43
号）第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、この指定期限までに措置を講じないときは、行政代執行法第 2 条及び江北町空き家等の適正管理に
関する条例第 13 条の規定により代執行を行います。

記

改善措置を講じるよう命令した 空き家等の所在地	
改善措置を講じるよう命令した 空き家等の構造・規模	造 階建 床面積 平方メートル
命令の内容	

様

江北町長

印

空き家等の適正管理に関する代執行令書

あなたが所有、又は管理する下記の空き家について、 年 月 日付け江建第 号により
年 月 日までに改善措置を履行しないときは代執行を行うよう戒告したところですが、指定した期限までにその義務が履行されていませんので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条及び江北町空き家等の適正管理に関する条例第 13 条の規定により代執行を行います。

記

改善措置を講じるよう命令した空き家等の所在地	
改善措置を講じるよう命令した空き家等の構造・規模	造 階建 床面積 平方メートル
代執行期日	年 月 日
代執行責任者	
代執行に要する費用の概算見積額	

教示

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に江北町を被告として（訴訟において江北町を代表する者は、町長となります。）提訴することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると、処分取消しの訴えを提訴することができなくなります。

様

江北町長

印

空き家等の適正管理に関する緊急安全措置実施通知書

あなたが所有、又は管理する下記の空き家等について、江北町空き家等の適正管理に関する条例第14条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急安全措置を講じましたので、江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第14条の規定により通知します。

なお、当該措置に係る費用については、江北町空き家等の適正管理に関する条例第14条第2項により所有者等の負担となっています。

記

1 空き家等の所在地及び用途	
2 緊急安全措置の実施概要	
3 緊急安全措置の実施日	年 月 日 ()
4 緊急安全措置を講じた事由	
5 緊急安全措置の費用	円
6 費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置に係る費用を別紙納付書により速やかに納付してください。 ・当該措置に係る費用は発生していませんので、不要です。
7 担当課及び連絡先	担当課 連絡先